

## 警備業務委託仕様書

(警備目的)

1. この業務は、佐賀県唐津保健福祉事務所（以下「委託者」という。）施設への侵入異常、火災異常を感知しその被害の拡大を防止することにより、施設物品等の保全を図り、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

(警備対象物及び所在地)

2. 警備対象物及び所在地は次のとおりとする。
  - (1) 警備対象物 佐賀県唐津保健福祉事務所
  - (2) 所在地 佐賀県唐津市大名小路3-1

(委託期間)

3. 委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(警備方法)

4. 警備の方法は、機械警備及び巡回警備（毎日不定時1回）の併用とする。

(委託業務)

5. 委託業務は、次のとおりとする。
  - (1) 施設内侵入異常の感知、火災異常の感知
  - (2) 上記異常発生時の対応及び被害の拡大防止
  - (3) 事故感知時における関係機関への通報連絡
  - (4) 消灯確認等機械では不可能な点検作業
  - (5) 施錠の保管と管理
  - (6) 警備報告書の提出

(機械装置等)

6. 受託者が設置する機械装置等は、次のとおりとする。

(1) 警備対象範囲

別紙配置平面図により示された範囲とする。

(2) 設置警備機器

- ① 警備対象範囲内の侵入等の異常を的確に感知可能な警備業務用機械装置を設置すること。また、異常発生箇所のすみやかな特定を行えるよう、受託者側において機械装置を設置すること。（マグネットスイッチ4箇所、パッシブセンサー25箇所以上を設置すること。）
- ② 警備を設定（開始・解除）する装置は、カード方式の制御装置を設置するものとし、使用するカードは個人識別も可能なカードとすること。
- ③ 受託者側から警備の開始・解除の遠隔操作が行える装置を設置すること。
- ④ 警備業務用機械装置の設置費用は、受託者の負担とする。

(3) 通信回線

委託者と受託者を結ぶ通信回線を設けること。また、設置する通信回線は

断線等の異常を瞬時に感知可能なもの（パケット通信）であること。  
なお、警備業務に使用する通信施設の設置費用及び維持費用は、受託者の負担とする。

（警備担当時間）

7 警備担当時間は、次のとおりとする。

（1） 機械警備

委託者からの警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、委託者からの警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる間の時間とし、対象物が無人の状態にあるときとする。

（2） 巡回警備

1日1回の不定時とし、巡回箇所は別紙庁舎巡回図のとおりとする。

（警備実施要領）

8 警備実施要領は、次のとおりとする。

（1） 受託者は侵入異常等の信号を受信した時は、すみやかに現場に到着できるよう警備要員の配置を行うものとする。

（2） 受託者の警備本部

受託者の警備本部は、警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に警備要員との連絡を保持する。

（3） 警備要員

受託者の警備要員は、常に警備本部と連絡を保持し、警備対象物の異常の発生時に備えるものとする。

（4） 受託者は異常信号を受信したときは、警備要員をすみやかに警備対象物に急行させ、異常の確認を行うとともに事態の拡大防止に努める。

（5） 受託者は必要に応じて関係機関へ通報し、あらかじめ届出のある受託者の緊急連絡先へ連絡する。

（6） 巡回警備コース

別紙巡回コースのとおりとする。

（7） 巡回警備点検内容

- ・ 施錠確認
- ・ 電気機器の始末確認
- ・ 火気、可燃物の確認
- ・ 水道の閉塞状況確認
- ・ 消灯確認
- ・ 自動車等物品確認
- ・ 不審者の確認
- ・ その他防災上必要と認める事項

(警備報告書の提出)

- 9 受託者は業務終了後、その状況を報告するため警備報告書を作成し、委託者に毎日 8 時 30 分までに提出しなければならない（閉庁日の警備報告書は翌開庁日にまとめて提出すること）。

また、警備実施時間中に事故が発生したときは、受託者はその都度（事故）報告書を作成し委託者に提出しなければならない。

(警備運用上の権限)

- 1 0 委託者は受託者に対して、警備業務遂行のために必要な警備運用上の権限を付与するものとする。

(警備機器の保守点検)

- 1 1 委託者に設置された警備機器の機能について、受託者は適宜保守点検を行うものとし、その都度その状況を報告するものとする。

(守秘義務)

- 1 2 警備業務にあたり知り得た委託者及び当該施設に関する情報、関係する個人情報等を第三者に漏らしてはならないものとし、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(損害賠償)

- 1 3 受託者が本仕様書に定める条項に違反し、又は受託者の故意、過失により受託者若しくは第三者に損害を与えた場合には、受託者が対人賠償・対物賠償合わせて 1 事故 10 億円を限度として、賠償の責任を負うものとする。

(特記事項)

唐津市東城内 107 の唐津保健福祉事務所駐車場も 1 日 1 回、巡回するものとする。